

## 令和2年会津美里町議会定例会5月会議

### 議事日程 第1号

令和2年5月14日（木）午後1時30分開議

#### 諸般の報告

##### ①説明員の報告（別紙のとおり）

- 第 1 会議録署名議員の指名
  - 第 2 議案の上程及び提案理由の説明
  - 第 3 報告第 2号 専決処分の報告について（会津美里町水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例）
  - 第 4 報告第 3号 専決処分の報告について（会津美里町下水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例）
  - 第 5 報告第 4号 専決処分の報告について（会津美里町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）
  - 第 6 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて（会津美里町税条例等の一部を改正する条例）
  - 第 7 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて（会津美里町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例）
  - 第 8 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて（会津美里町税条例の一部を改正する条例）
  - 第 9 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度会津美里町一般会計補正予算（第9号））
  - 第10 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度会津美里町国民健康保険特別会計補正予算（第6号））
  - 第11 承認第 6号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度会津美里町介護保険特別会計補正予算（第6号））
  - 第12 承認第 7号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度会津美里町工業団地造成事業特別会計補正予算（第2号））
  - 第13 議案第28号 令和2年度会津美里町一般会計補正予算（第1号）
  - 第14 議案第29号 除雪機械購入契約について
-

本日の会議に付した事件  
議事日程に同じ

○出席議員（15名）

1番	野中寿勝君	10番	佐治長一君
2番	村松尚君	11番	根本謙一君
3番	小島裕子君	12番	根本剛君
4番	渋井清隆君	13番	山内須加美君
5番	堤信也君	14番	横山知世志君
6番	石川栄子君	15番	山内長君
7番	鈴木繁明君	16番	谷澤久孝君
9番	横山義博君		

○欠席議員（なし）

---

○説明のため出席した者

町長	渡部英敏君
副町長	鈴木直人君
会計管理者	船木宗徳君
総務課長	國分利則君
政策財政課長	鈴木國人君
産業振興課長	金子吉弘君
町民税務課長	横山優君
健康ふくし課長	原克彦君
建設水道課長	鈴木明利君
教育長	新田銀一君
教育文化課長	松本由佳里君
選挙管理委員会書記長（兼）	國分利則君
農業委員会事務局長（兼）	金子吉弘君
代表監査委員	鈴木英昭君

---

○事務局職員出席者

事務局長	高木朋子君
総務係長	歌川和仁君

開 議 (午後 1時30分)

○開議の宣告

○議長（谷澤久孝君） ただいまから令和2年会津美里町議会定例会5月会議を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

---

○諸般の報告

○議長（谷澤久孝君） 本会議の説明員の報告もお手元に配付したとおりです。

---

○会議録署名議員の指名

○議長（谷澤久孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、本町議会会議規則第127条の規定により、

7番 鈴木 繁 明 君

9番 横山 義 博 君

の両名を指名いたします。

---

○議案の上程及び提案理由の説明

○議長（谷澤久孝君） 日程第2、議案の上程及び提案理由の説明を行います。

本会議に送達されました事件は、会津美里町長より報告第2号から報告第4号、承認第1号から承認第7号、議案第28号から議案第29号の12議案であります。

お諮りいたします。本日は、議案を別紙付議事件一覧表のとおり上程し、提案者からの説明を求めたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま宣告のとおり議事を進行いたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長、渡部英敏君。

〔町長（渡部英敏君）登壇〕

○町長（渡部英敏君） 本日、令和2年会津美里町議会の定例会5月会議の再開に当たりまして、議員各位におかれましてはご参集を賜りまして、誠にありがとうございます。

本定例会におきましては、案件としては新型コロナウイルス感染症対策に係る施策を含めご提案をさせていただいたところであります。以下、報告3件、承認7件、議案2件の提案理由をご説明を申し上げます。

初めに、報告第2号は専決処分の報告についてであります。本件は、会津美里町水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例であります。地方自治法の一部改正に伴い、町条例における所要の改正を3月31日付で専決処分したものであります。

次の報告第3号は、専決処分の報告についてであります。本件は、会津美里町下水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例であります。地方自治法の一部改正に伴い、町条例における所要の改正を3月31日付で専決処分をしたものであります。

次の報告第4号は、専決処分の報告についてであります。本件は、会津美里町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例であります。傷病手当金の支給に関し、福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正に伴い、町条例における所要の改正を4月20日付で専決処分したものであります。

次の承認第1号は、専決処分の承認を求めることについてであります。本件は、会津美里町税条例等の一部を改正する条例であります。地方税法等の一部が改正され、令和2年3月31日に公布されました。これに伴って、町条例における所要の改正を3月31日付で専決処分したものであります。

次の承認第2号は、専決処分の承認を求めることについてであります。本件は、会津美里町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例であります。総務省令の一部が改正され、令和2年3月31日に公布されました。これに伴って、町条例における所要の改正を3月31日付で専決処分したものであります。

次の承認第3号は、専決処分の承認を求めることについてであります。本件は、会津美里町税条例の一部を改正する条例であります。地方税法等の一部が改正され、令和2年4月30日に公布されました。これに伴って、町条例における所要の改正を4月30日付で専決処分したものであります。

次の承認第4号は、専決処分の承認を求めることについてであります。本件は、令和元年度会津美里町一般会計補正予算(第9号)であります。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,282万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を117億6,923万8,000円とするものであります。

次の承認第5号は、専決処分の承認を求めることについてであります。本件は、令和元年度会津美里町国民健康保険特別会計補正予算(第6号)であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,537万円を追加し、歳入歳出予算の総額を25億9,612万1,000円とするものであります。

次の承認第6号は、専決処分の承認を求めることについてであります。本件は、令和元年度会津美里町介護保険特別会計補正予算(第6号)であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,363万円を追加し、歳入歳出予算の総額を30億6,538万9,000円とするものであります。

次の承認第7号は、専決処分の承認を求めることについてであります。本件は、令和元年度会津美里町工業団地造成事業特別会計補正予算(第2号)であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を7,442万1,000円とするものであります。

次の議案第28号は、令和2年度会津美里町一般会計補正予算(第1号)であります。本補正予算に

あつては、新型コロナウイルス感染症対策の町の独自事業として4点申し上げます。1つ、雇用支援事業、2つ、子育て応援事業、3つ、事業者応援事業、4つ、生活応援事業のうち、生活応援事業を除く3事業について計上し、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22億5,841万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を132億9,241万8,000円とするものであります。なお、生活応援事業等、その他の必要な施策については、現在詳細を詰めているところであります。

次の議案第29号は、除雪機械購入契約についてであります。本案は、地方自治法第96条第1項第8号及び会津美里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定によって、議会の議決を求めるものであります。

私からは以上であります。審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（谷澤久孝君） これをもって提案理由の説明を終わります。

---

○報告第2号の議題、説明、質疑

○議長（谷澤久孝君） 日程第3、報告第2号 専決処分の報告について（会津美里町水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

ここで当局より内容の説明を求めます。

建設水道課長、鈴木明利君。

〔建設水道課長（鈴木明利君）登壇〕

○建設水道課長（鈴木明利君） それでは、よろしくお願いたします。

報告第2号 専決処分の報告について（会津美里町水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例）についてご説明いたします。議案書の1ページ、2ページ、提出案件資料1ページ上段、また提出案件参考資料の1ページの新旧対照表になります。本件は、地方自治法の一部改正に伴い、同法律から引用する部分について改正が必要になったことから、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、令和2年3月31日に専決処分をしたものであります。

改正の内容につきましては、第5条中で引用する地方自治法第243条の2が第243条の2の2に繰り下がる改正がされたため、改正したものであります。

施行期日は、令和2年4月1日から施行するものであります。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしましたので、同条第2項の規定により報告するものです。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（谷澤久孝君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第2号を終了いたします。

---

○報告第3号の議題、説明、質疑

○議長（谷澤久孝君） 日程第4、報告第3号 専決処分の報告について（会津美里町下水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

ここで当局より内容の説明を求めます。

建設水道課長、鈴木明利君。

〔建設水道課長（鈴木明利君）登壇〕

○建設水道課長（鈴木明利君） それでは、報告第3号 専決処分の報告について（会津美里町下水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例）についてご説明いたします。

議案書の3ページ、4ページ、提出案件資料1ページ中段、提出案件参考資料の2ページ、新旧対照表になります。本件は、地方自治法の一部改正に伴い、同法から引用する部分について改正が必要になったことから、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、令和2年3月31日に専決処分をしたものでございます。

改正の内容につきましては、第6条中で引用する地方自治法第243条の2が第243条の2の2に繰り下げる改正がされたため、改正したものであります。

施行期日は、令和2年4月1日から施行するものであります。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告するものです。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（谷澤久孝君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

根本謙一君。

○11番（根本謙一君） 今回の報告第3号ですけれども、第2号でお尋ねすればよかったかなと思って今おりますけれども、ちょっとこのまま繰り下げるためということだけでは内容がいま一つ明らかになっていないと思います。そもそも第243条の2はどういう内容なのか、そのことを教えていただきたい。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、建設水道課長、鈴木明利君。

○建設水道課長（鈴木明利君） ただいまのご質問でございますけれども、地方自治法の第243条の2で新たに追加されたものとしましては、長の賠償責任の見直しというところで追加されたものでございまして、今までは職員の賠償責任というところが第243条の2でございましたが、それが追加されたということで繰り下がるという改正がされたものでございます。

○議長（谷澤久孝君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第3号を終了いたします。

---

○報告第4号の議題、説明、質疑

○議長（谷澤久孝君） 日程第5、報告第4号 専決処分の報告について（会津美里町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

ここで当局より内容の説明を求めます。

健康ふくし課長、原克彦君。

〔健康ふくし課長（原 克彦君）登壇〕

○健康ふくし課長（原 克彦君） 報告第4号 専決処分の報告について（会津美里町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）をご説明申し上げます。

議案書5、6ページ、併せまして提出案件資料1ページ、提出案件参考資料、新旧対照表3ページでございます。まず、議案書の5、6ページをお開き願います。本件は、福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正に伴いまして、傷病手当金の支給に係る所要の改正を行うため、地方自治法第180条第1項の規定により、4月20日に専決処分を行いましたので、同条第2項の規定によりこれを報告するものでございます。

提出案件資料の1ページ下段と提出案件参考資料の3ページを併せて御覧ください。主な改正内容でございますが、傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付を加えることとしたものでございます。

この条例は、令和2年4月27日から施行することとしたものでございます。

説明は以上であります。よろしくお願いたします。

○議長（谷澤久孝君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第4号を終了いたします。

---

○承認第1号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷澤久孝君） 日程第6、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（会津美里町税条例等の一部を改正する条例）を議題といたします。

ここで当局より内容の説明を求めます。

町民税務課長、横山優君。

〔町民税務課長（横山 優君）登壇〕



○町民税務課長（横山 優君） 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（会津美里町税条例等の一部を改正する条例）をご説明申し上げます。

議案書の7ページから13ページ、提出案件資料の2ページ上段、参考資料、新旧対照表4ページから30ページでございます。提出案件資料によりご説明いたします。本件は、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布されたため、町税条例について所要の改正を行う必要があり、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日に専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認をお願いするものであります。

改正の主な内容であります。まず1点目は、第36条の3の2及び3の3、個人町民税であります。給与所得者及び公的年金受給者が単身児童扶養者に該当する場合、扶養親族等申告書にその旨の記載を不要としたものであります。

2点目は、第54条、固定資産税であります。調査を尽くしても所有者の存在が不明な資産について、事前に使用者に対して通知をした上で使用者を所有者とみなし、固定資産税を課することができることとしたものであります。

3点目は、第54条、法人町民税及び第61条、第62条の2、第75条、附則第10条の2の固定資産税でございます。法律改正に合わせて引用条項を改正したものであります。

4点目は、附則第6条、附則第7条の3の2、附則第23条の個人町民税及び附則第11条、第11条の2、第13条、第22条の固定資産税でありまして、元号を平成から令和に改正したものであります。

この条例は、令和2年4月1日から施行することとしたものであります。

説明は以上であります。よろしく願いいたします。

○議長（谷澤久孝君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

山内須加美君。

○13番（山内須加美君） ちょっとお伺いします。

（2）番の固定資産税の件でございます。今説明ございました。土地建物、農地関係、山林関係あると思いますが、現在この該当物件がどのくらいあるのかということと、それに伴って、当然従来では課税されていないので、固定資産税は上がっていなかったのかと思いますが、これの見込み金額も分かれば併せて説明をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町民税務課長。

○町民税務課長（横山 優君） この2つ目の固定資産税の件なのですが、いわゆる所有者不明の物件、これを使用している場合の改正であります。今現在こういった例はほぼないと見えています。なので、まれにこういったケースが出てくるのが考えられると思いますが、今現在は所有者が不明なものをどういった関係で使っているか分かりませんが、使っている例というのはほとんどないと見てい

ます。

以上です。

○議長（谷澤久孝君） 山内須加美君。

○13番（山内須加美君） 今課長説明ありましたがけれども、そうすると該当物件、税収あるかどうか分かりませんが、本来の土地の所有者と、その人が分からないということなので、それを使っているその関係ですよね。今の説明で分かりましたがけれども、そういうのを把握できているということで、現在、理解してよろしいのでしょうか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町民税務課長。

○町民税務課長（横山 優君） そういうことではなくて、相続登記がなされなくて、どんどん、どんどん代替わりして行って法定相続人とかがいっぱいになってしまって、誰が責任者が分からないというようなことも含めての話だとは思いますが、ただ要は所有者でない人でその物件を使用している人がいるケースというのはほとんどないと見えています。

○議長（谷澤久孝君） 山内長君。

○15番（山内 長君） 今の件ですが、所有者が分からなくて、分からないってどの程度調査して分からないを分からないにするか分からないのですが、それで使用者に対して税金を取るということで、法律上はそれは問題ないという理解でよろしいのですか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町民税務課長。

○町民税務課長（横山 優君） 今回説明をしましたとおり、地方税法等の改正に基づいた改正ですので、法律上こういったことが認められたというふうに解釈しています。

以上です。

○議長（谷澤久孝君） 山内長君。

○15番（山内 長君） そうしますと、調査を尽くすということなのですが、その調査というのはどの程度の調査を考えていらっしゃいますか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町民税務課長。

○町民税務課長（横山 優君） 今町では、固定資産税の例えば納税義務者がお亡くなりになった場合にその法定相続人を調査します。その法定相続人、何人かいらっしゃるうちの代表者に対して固定資産税の納税通知書を発送するわけですが、相続放棄等によって法定相続人が不存在になった場合、この場合については納税通知書の発送のしようがないので、この場合を町では相続人不存在というふうに捉えています。その中で、例えば誰も権利がない土地を、建物を誰かが使っていると、そういった例を今のところは把握はしていません。

以上です。

○議長（谷澤久孝君） 山内長君。

○15番（山内 長君） そうしますと、今使用している方、所有権が誰だか分からなくて使用してい

る方については今後調査をして、そこの方について税金をお支払いいただくように通知をしていくということになるわけですか。最後です。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町民税務課長。

○町民税務課長（横山 優君） 所有者がいなくて誰の権利の土地か建物か分からないもので、例えばそこを使っている人がいる、使用している人がいるということを調査するかと言われれば、調査することはできないと思います。ここで言っている法律改正は、まれにそういった例があつて、そういった場合についても今までは課税ができなかったということなのです。それを使っている人に対して、それを所有者とみなして、今度は課税してもいいというふうに改正になったということでございます。

○議長（谷澤久孝君） 渋井清隆君。

○4番（渋井清隆君） 1点なのですが、課長が説明しているのは、いわゆる納税管理人が今のところは定まっているから、いないということでしょう、これ。それで、まれにそういうものが、今後法定相続人が誰もいないときは納税管理人となっているのですよね、調査して。それで税金を納めているのでしょうか、免税点以上になれば、土地なり家屋なり15万とか30万とかあってありますが。だから、別に今のところはないという理解でいいと思うのです。だから、今後もそういうことはあり得るということはちょっと考えられないと思うのですけれども、そこら辺どうなのですか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町民税務課長。

○町民税務課長（横山 優君） 今回の条例改正が法律が改正されたために改正したものでありますので、実際にこういった例があるかどうかということについては、ちょっとここでは考えられないので、ただ法律はこういうふうに改正になって、条例もこのとおりに合わせて改正をするということなので、こういう場合が今後出てくるかどうかということは今のところは想定していません。

○議長（谷澤久孝君） 渋井清隆君。

○4番（渋井清隆君） 法律は法律でもって、それはなるのがそうなったからやったということなのですが、そもそもこういうものは想定しているものよりもならないのではないかなという感じがするのです。なぜならば、さっきも言ったように何人もいってやっていたら、納税管理人というのを定めて税金を、発付しているでしょう、納付書。そうすると、今までにはなかった。必ずしも誰かしらが役場のほうで、納税管理人、要するに法定相続人がまだ決まらないうちは誰が納める、免税点以上の場合、課税標準額が。それでもって送っているのだから、法律改正そのものの意味がちょっと分からない。ちょっとそこら辺もう少し教えていただきたい。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町民税務課長。

○町民税務課長（横山 優君） 納税管理人というお話でしたが、先ほど来説明しているのは法定相続人がなくなってしまった場合、例えば放棄をした、全員死亡した、そういった場合については相続権を持っている人がいないので、固定資産税の納税義務者になり得ないということなのです。その場合に例えばそういった物件を何らかの理由で使っている人がいるとすれば、その使っている人を所

有者とみなすことができますよというような改正だというふうに理解しています。

○議長（谷澤久孝君） ほかにございませんか。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより承認第1号を起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（谷澤久孝君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

○承認第2号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷澤久孝君） 日程第7、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（会津美里町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例）を議題いたします。

ここで当局より内容の説明を求めます。

町民税務課長、横山優君。

〔町民税務課長（横山 優君）登壇〕

○町民税務課長（横山 優君） 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（会津美里町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例）をご説明申し上げます。

議案書の14ページから15ページ、提出案件資料の2ページ下段、参考資料、新旧対照表31ページでございます。提出案件資料によりご説明いたします。本件は、総務省令第25号が令和2年3月31日に公布されたため、同条例について所要の改正を行う必要があり、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日に専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認をお願いするものであります。

改正の内容であります。固定資産税の不均一課税の適用期間を2年間延長し、令和4年3月31日までとすることとしたものであります。

この条例は、令和2年4月1日から施行することとしたものであります。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（谷澤久孝君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより承認第2号を起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（谷澤久孝君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

○承認第3号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷澤久孝君） 日程第8、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（会津美里町税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

ここで当局より内容の説明を求めます。

町民税務課長、横山優君。

〔町民税務課長（横山 優君）登壇〕

○町民税務課長（横山 優君） 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（会津美里町税条例の一部を改正する条例）をご説明申し上げます。

議案書の16ページから17ページ、提出案件資料の3ページ上段、参考資料、新旧対照表32ページから33ページでございます。提出案件資料によりご説明いたします。本件は、地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）が令和2年4月30日に公布されたため、町税条例について所要の改正を行う必要があり、地方自治法第179条第1項の規定により、4月30日に専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認をお願いするものであります。

主な改正内容であります。1点目として、附則第10条の2、固定資産税であります。中小企業が令和3年3月31日までの間に生産性向上特別措置法に規定する認定先端設備等導入計画に従って取得

した家屋及び構築物の特例規定を追加することとしたものであります。

2点目として、第15条の2、軽自動車税でございます。環境性能割の臨時的軽減の適用期間を6か月間延長し、令和3年3月31日までとすることとしたものであります。

3点目として、附則第24条、町税全般でございます。新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続について、新たに申請内容等の規定を追加することとしたものであります。

この条例は、令和2年4月30日から施行することとしたものであります。

説明は以上であります。よろしくお願ひいたします。

○議長（谷澤久孝君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより承認第3号を起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（谷澤久孝君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

○承認第4号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷澤久孝君） 日程第9、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度会津美里町一般会計補正予算（第9号））を議案といたします。

ここで当局より内容の説明を求めます。

政策財政課長、鈴木國人君。

〔政策財政課長（鈴木國人君）登壇〕

○政策財政課長（鈴木國人君） 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度会津美里町一般会計補正予算（第9号））につきましてご説明いたします。

予算書と併せまして、議案書18ページ、提出案件説明資料3ページ中段を御覧いただきたいと思います。本件は、令和元年度会津美里町一般会計補正予算（第9号）につきまして、地方自治法第179条

第1項の規定に基づき、令和2年3月27日に専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認をお願いするものでございます。

予算書表紙の裏面を御覧ください。第1条におきまして、歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,282万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ117億6,923万8,000円とするものでございます。

第2条は、地方債の補正でございます。

2枚おめくりいただきまして、下のページでございますが、第2表、地方債補正であります。変更でございます。新鶴こども園整備事業及び体育施設改修事業に係ります合併特例事業債、その下に参りまして、会津若松地方広域市町村圏整備組合消防費負担金及び体育施設改修事業に係ります緊急防災・減災事業債、おめくりいただきまして、町道12009号線整備事業、その下の防雪柵整備事業及び会津若松地方広域市町村圏整備組合消防費負担金に係る過疎対策事業債、その下に参りまして、林道災害復旧事業、次のページに参りまして、農地等災害復旧事業、土木施設災害復旧事業に係る災害復旧事業債、それからICT教育環境整備事業に係る学校教育施設等整備事業債につきまして、それぞれ事業費の確定等によりまして限度額を記載のとおり減額するものでございます。なお、ICT教育環境整備事業につきましては、さきの3月会議におきまして新たに補正させていただいたものでございますが、国の補助金交付額の減額により、交付税算入対象地方債の借入れ可能額が減少したことから、減額をさせていただくものでございます。

次に、補正予算の内容についてであります。歳入につきましては町税の収入見込みや各種交付金の額の確定見込み、それから地方債の確定見込みなどによるものでございます。歳出につきましては、歳入に関連した事業費を補正させていただくものでございます。

それでは、主な内容につきまして事項別明細書によりご説明をいたします。3ページをお開きください。歳入であります。1款町税につきましては、1項町民税の補正額の計1,041万7,000円の補正増から4ページの上の5項入湯税4万7,000円の補正減までは、現年度課税分、滞納繰越分、それぞれ収入見込みによりまして記載のとおり増額または減額の補正を行うものでございます。

次に、4ページ中ほどの2款地方譲与税、1項自動車重量譲与税1,233万1,000円の補正増から5ページに参りまして、5ページ、交付金関係でございます。それから、6ページの上から2段目の10款交通安全対策特別交付金、1項交通安全対策特別交付金22万円の補正増までにつきましては、交付額の確定によりまして、それぞれ増額または減額の補正をするものでございます。その中で特にご説明申し上げますのは、6ページ上段の9款地方交付税でございます。特別交付税の補正でございます。交付額が3億7,385万8,000円と確定いたしましたので、7,385万8,000円を増額させていただくものでございます。なお、令和元年度の地方交付税の総額といたしまして申し上げますと、普通交付税で47億168万9,000円、特別交付税が今ほど申し上げます3億7,385万8,000円、合わせまして50億7,554万7,000円でございます。平成30年度は50億9,925万3,000円でございますので、総額で2,370万6,000円

の減、率にいたしますと約0.5%の減となったところでございます。長期財政計画におきましては、総額を約49億4,000万円としていたことから、1億3,000万円ほど上回っておりますが、想定内と考えているところでございます。

次に移ります。同じく6ページの中ほど、11款分担金及び負担金、1項分担金174万8,000円の補正減につきましては、1節の台風19号によります現年農業施設災害復旧事業分担金の確定見込みにより減額するものでございます。2項負担金462万6,000円の増額の主なものにつきましては、2目民生費負担金、2節の児童福祉施設入所費負担金でございまして、認定こども園入所者の増加により補正増するものでございます。

7ページをお開きください。中ほどでございます。13款国庫支出金、1項国庫負担金648万8,000円の補正減につきましては、主に1目民生費国庫負担金、2節の障害者医療費負担金、4節の児童手当国庫負担金につきまして、交付額の確定によりそれぞれ記載のとおり補正するものでございます。

続きまして、8ページにかけまして2項国庫補助金でございます。7,310万3,000円の補正減の主なものにつきましては、7ページの1目総務費国庫補助金、1節の個人番号カード等交付事業費補助金、2目の民生費国庫補助金、1節のプレミアム付商品券事務費補助金、8ページに参りまして、同じく商品券の事業費補助金、続きまして5目教育費国庫補助金では、1節であります。先ほど第2表、地方債補正でもご説明いたしましたICT教育環境整備事業に係る公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金でございまして、交付額の確定等によりそれぞれ記載のとおり減額をさせていただくものでございます。

次に、3項国庫委託金134万5,000円の補正増につきましては、2目民生費国庫委託金、国民年金等事務取扱交付金につきまして、交付額の確定により増額をするものでございます。

14款県支出金、1項県負担金148万3,000円の補正減につきましては、主に1目民生費県負担金、2節の障がい者自立支援給付費負担金、5節の児童手当県負担金、3目総務費県負担金の台風19号に係る災害救助費繰替支弁金につきまして、交付額の確定等によりましてそれぞれ記載のとおり補正をさせていただくものでございます。

9ページをお開き願います。10ページにかけまして、2項県補助金でございます。3,514万2,000円の補正減になってございまして、主に1目総務費県補助金の市町村生活交通対策事業補助金及び住宅取得支援事業補助金、それから2目民生費県補助金、1節の重度心身障がい者医療費給付事業補助金、3節の乳幼児医療費助成事業補助金、子どもの医療費助成事業補助金及び子ども・子育て支援交付金、4目農林水産業費県補助金では産地パワーアップ事業補助金、10ページに参りまして、8目災害復旧費県補助金、2節の台風19号に係る現年林道施設災害復旧事業費補助金につきまして、交付額の確定等によりまして、それぞれ記載のとおり補正をさせていただくものでございます。

続きまして、3項県委託金2,725万1,000円の補正減につきましては、主に1目総務費県委託金、5節の福島県議会議員一般選挙事務委託金、2目土木費県委託金の県道除雪委託金につきまして、交付



額の確定によりそれぞれ記載のとおり減額をするものでございます。

11ページをお開きください。中ほど16款寄附金、1項寄附金87万5,000円の補正増につきましては、令和2年1月から3月までにお寄せいただきました寄附金でございまして、1目一般寄附金につきましては5件で19万円でございます。2目ふるさと納税寄附金につきましては30件で41万円、3目民生費寄附金につきましては4件で27万5,000円をそれぞれ増額するものでございます。

次に、17款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金100万円の補正減につきましては、人口減少対策事業として充当していた事業の事業費確定によりまして減額をするものでございます。

5目過疎地域自立促進基金繰入金360万円の補正減につきましては、過疎ソフト事業として充当していた各事業の事業費確定により減額するものでございます。

6目公共施設等整備再生基金繰入金5,980万円の補正増につきましては、先ほど第2表、地方債補正でご説明した内容と関連するものでございまして、ICT教育環境整備事業の財源分ではありますが、国庫補助金及び地方債の減額分の財源を補うため、繰入金を増額するものでございます。

12ページの中ほどを御覧ください。19款諸収入、4項雑入424万7,000円の補正減につきましては、主に1目納付金、2節の学校給食費（現年度分）の収入見込みにより減額するものでございます。

一番下から13ページにかけまして、20款町債、1項町債でございます。先ほど第2表、地方債補正でご説明申し上げました内容でありまして、1目民生債から6目教育債まで合わせまして7,130万円を減額補正するものでございます。

次に、21款環境性能割交付金、1項環境性能割交付金426万8,000円の増額につきましては、税制改正により令和元年10月1日から新たに創設されたものでございますが、交付額の確定によりまして補正増するものでございます。

続きまして、歳出の主なものについてご説明を申し上げます。14ページでございます。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費172万7,000円の補正減につきましては、損害賠償金の額の確定により減額をするものでございます。

6目財産管理費1億6,557万2,000円の補正増につきましては、主に本補正予算における一般財源の譲与額を財政調整基金に1億円を積立てし、交付税の減額などによる今後の財源不足に対応するものでございます。また、公共施設等整備再生基金に6,537万6,000円を積立てし、今後の公共施設等総合管理計画に基づく事業などに充てるものでございます。なお、この補正によりまして財政調整基金の年度末残高でございますが、予算ベースで37億5,008万9,000円でございます。このうち人口減少対策分が7億6,209万4,000円、残り通常分でございますが、29億8,799万5,000円となるものでございます。また、公共施設等整備再生基金につきましても、予算ベースで29億4,901万7,000円となるものでございます。

次に、7目企画費であります。671万7,000円の補正減につきましては、主に15ページをお開きいただきまして、19節の住宅取得支援事業補助金でございまして、事業費の確定により減額をするもので

ございます。

3 項戸籍住民基本台帳費、1 目戸籍住民基本台帳費248万6,000円の補正減につきましては、19節の個人番号カード等関連事務委任交付金の確定によるものでございます。

次に、17ページにかけまして、4 項選挙費でございます。1,428万8,000円の補正減につきましては、2 目の参議院議員通常選挙費、3 目福島県議会議員一般選挙費の事業費の確定によりまして、それぞれ記載のとおり減額するものでございます。

18ページをお開きください。3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費1,993万4,000円の補正減の主なものにつきましては、19ページをお開きいただきまして、13節の委託料であります。プレミアム付商品券事業に係る委託料につきまして、事業費確定により減額するものでございます。

次に、2 目障がい福祉費1,367万3,000円の補正減につきましては、重度心身障がい者医療給付費、障がい児・者補装具費、地域生活支援事業費及び自立支援医療給付費に係る補助費の確定見込みによりまして減額をするものでございます。

20ページを御覧ください。2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費613万5,000円の補正減につきましては、主に20節の乳幼児医療助成費、児童生徒医療助成費に係る扶助費の確定見込みにより減額するものでございます。2 目児童措置費1,169万5,000円の補正減につきましては、児童手当の確定により減額するものでございます。5 目認定こども園費120万1,000円の補正減につきましては、主に新鶴こども園整備事業に係る設計委託料の確定により減額をするものでございます。

21ページをお開きください。5 款農林水産業費、1 項農業費、3 目農業振興費3,445万1,000円の補正減につきましては、主に19節のがんばる農業応援事業補助金、産地パワーアップ事業補助金の確定により減額するものでございます。

22ページでございます。6 款商工費、1 項商工費、2 目観光費143万円の補正減につきましては、主に復興PR全国キャラバン事業委託料の確定により減額するものでございます。

7 款土木費、2 項道路橋梁費、1 目道路維持費1,267万6,000円の補正減につきましては、主に除雪対策事業に係る7 節の除雪機械オペレーター賃金、13節の除雪委託料の確定により減額をするものでございます。

23ページをお開きください。中ほどでございます。9 款教育費、1 項教育総務費、2 目事務局費3,657万5,000円の補正減につきましては、15節のICT教育環境整備事業に係る学校施設整備工事でございます。先ほど歳入でもご説明いたしましたとおり、補助金交付額の確定により減額するものでございます。

25ページをお開き願います。中ほどでございます。5 項保健体育費、2 目保健体育施設費472万2,000円の補正減につきましては、体育施設改修事業に係る維持改修工事の確定により減額をするものでございます。

3 目給食センター費445万1,000円の補正減につきましては、賄材料費の確定によりまして減額する

ものでございます。

なお、次のページ以降につきましては人件費の補正内容になりますので、御覧いただきたいと存じます。

歳入歳出の主な内容の説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（谷澤久孝君） 説明が終わりました。

ここで換気のため2時45分まで休憩いたします。

休 憩 （午後 2時28分）

---

再 開 （午後 2時45分）

○議長（谷澤久孝君） 再開します。説明が終わりましたので、質疑があればこれを許可いたします。

質疑はありませんか。

根本謙一君。

○11番（根本謙一君） まず、歳入のほうからですか。全部。

○議長（谷澤久孝君） 一括で。

○11番（根本謙一君） 全部。

○議長（谷澤久孝君） ええ。

○11番（根本謙一君） では、3点お願いします。

まず、1番目が6ページの地方交付税、先ほどの説明ですと昨年実績からマイナス0.5%だったというお話があったと思います。

○議長（谷澤久孝君） すみません、1個ずつ最初項目言ってそれから。

○11番（根本謙一君） はい。では、地方交付税のことまず1問目、2問目が7ページから8ページにかけての民生費国庫補助金でプレミアム商品券絡みの減額について、3問目が今ほど訂正の話がありました14ページの公共施設等整備再生基金積立金、それで3点伺います。

まず、特別交付税絡みの説明の中で、地方交付税は昨年実績からするとマイナス0.5%だったという説明だったと思います。予算額からすると、1億5,000万円の増だったという話もその後出てきたと思います。この1億5,000万円増は想定内だったという話がありました。でも、1億5,000万が想定内の中だという話は私はちょっと理解に苦しむところなので、補正係数も当然国からの資料は来ているかと思えます。それを基にして来年度の予算で地方交付税がこのぐらいになるだろうというふうに積算されているというふうに理解しますと、この1億5,000万円の増が想定内だったという話は私はちょっと首をかしげるところなので、もう少し分かりやすく、なるほどというような説明いただければというふうに思います。

2問目も。

○議長（谷澤久孝君） ええ、2問目も。3問続けて。

○11番（根本謙一君） 2問目、プレミアム商品券絡みですけれども、これだけの残ということは積算の見積りがちょっと狂っていたのか、どういうことなのか、それを詳しく教えていただきたい。

次に、公共施設等の整備再生基金ですけれども、先ほどの説明の中で使い道として学校のICTの整備のほうに3,500万とか出ていますよね。この基金から備品も使えるような内容だったかどうか。私ちょっと記憶が薄れているのですけれども、この基金条例つくったときに備品整備まで基金の用途の中に入っていたかどうか、それをしっかり説明いただければというふうに思います。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、政策財政課長。

○政策財政課長（鈴木國人君） まず、1点目の交付税の関係でございます。私、比較させていただきましたのは長期財政計画であります。今回9月補正でも普通交付税については補正をさせていただいて、増額をさせていただいております。結果、50億7,550万7,000円ということで総額をつかんだところでございますが、これはどういう状況なのかということで把握させていただくために長期財政計画と比較をさせていただきました。その中で、長期財政計画におきましては49億4,000万ほどで見えておりましたので、約1億3,000万ほど多く入ってきたということでございます。長財は当然厳しく見ております。その中で、国の考え方も地方交付税の考え方も、臨財債ですか、そちらのほうの枠を交付税のほうに持ってくるなどしてなるべく余計に交付しようということで国のほうもありましたので、町としては50億確保できたということでありまして、厳しく見た以上に来たところで非常によかったということでありますが、一応想定内だということにさせていただいたところでございます。

○議長（谷澤久孝君） 2問目、健康ふくし課長、答弁。

○健康ふくし課長（原 克彦君） このプレミアム商品券でございますけれども、非課税者と子育て世帯主ということで、全員の方が該当するというところで積算をしております。したがって、4,750人が対象ということで予算を編成したところでございますが、実際に引換券を交付された方、申請して私どものほうで交付した方が1,785人ということでございます。結果的に割合的には37.6%しか引換券は交付されなかったということでございます。しかしながら、申込み期間の延長、あるいは勧奨通知、広報紙等で何度もこういったPRをしてございましたけれども、何分非課税者ということで、こういった商品券の購入の意欲はなかったのかなという、結果的にそういうふう感じておるところでございます。

以上であります。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、政策財政課長。

○政策財政課長（鈴木國人君） 事業内容につきましては、教育委員会のほうでお話をさせていただきたいと思いますが、ICTに関しまして地方債で見ましたのは、対象事業費1億5,598万円で当初事業費見ておきまして、今般1億2,000万になったというところでございます。補助対象事業費について1億5,598万満額補助対象にするということで、国のほうからは通知等々頂いていたところでありますが、多分全国で一斉に手を挙げたということが生じたと思われれます。補助対象事業費について

は減額をされまして、美里さんはこれだけですよというふうに来ました。その数値が約6,100万ほどでございました。それがもともと補助率50%と想定しておりまして、7,700、7,800万程度を想定していたところ、6,000万に減らされたところでございます。さらに、交付税算入される起債という部分の可能額も、この分については充てられないよというふうにされたもので、それだったら財政といたしましては、借金なので、結局交付税に反映されないのであれば、借りずに公共施設基金から充当させていただきたいということで考えたところでございます。なお、備品につきましては、私はちょっと回答できないので、担当課のほうにお願いしたいと思います。

○議長（谷澤久孝君） それでは、事業内容については、教育文化課長、答弁をお願いします。

○教育文化課長（松本由佳里君） ただいまのICTの環境整備の関係でございますが、3月議会で補正予算を認めていただきまして、今回減額いたしましたものにつきましては、7つの各小中学校の校内の無線LANの整備の工事の関係でございます。それぞれ学校ごとに積算はしておりますが、各学校校内での無線LAN及びタブレットの充電保管庫をそれぞれ各クラスに設置するような計画になっております。先ほど財政課長のほうからもお話がありまして、当初詳しい補助の内容が国のほうから来ておりませんで、事業費の全額補助対象としてその2分の1補助ということでのお話でしたので、まず事業費としましてネットワークの工事関係とタブレットの充電保管庫の整備ということで1億5,000万ほど計上させていただきました。その2分の1の7,700万程度を歳入のほうに見て3月補正をさせていただきました。その後3月中旬に補助金の交付内定が来まして、その際に補助単価がはっきり明示されまして、各学校のクラス数に応じてのネットワークの工事の補助単価、そして保管庫の補助単価ということで明示がありまして、今年度の学級数で計算しまして、合計で6,000万ほどの補助対象経費となりまして、その2分の1で3,000万の補助金ということになったところでございますので、当初7,700万の補助金ということで3月には計上いたしましたが、実際には3,000万の補助金であったということでございます。そして、工事につきましても、実際の歳出のほうの工事費につきましても、文科省からのいろいろな通知で内容を精査しましたところ、学級の数分の保管庫ですとか、保管庫も大きさですとか容量ですとかいろんなものがございまして、そういうのを精査した上で今回工事費としましては1億2,000万ほどの工事費を計上するというので、計上といいますか、その分の差額分を減額させていただいたところでございます。

以上です。

○議長（谷澤久孝君） 政策財政課長。

○政策財政課長（鈴木國人君） それから、先ほど公共施設の整備基金条例につきまして、備品充当可能かということもあつたかと思えます。条例上、公用または公共用に供する不動産及び動産ということで充当できるようになってございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（谷澤久孝君） 根本謙一君。

○11番（根本謙一君） 1問目の点ですけれども、初めの説明の際は長期財政計画からするとという

話はなかったと思います。それで、予算上という、予算計上41億という話の中から1億何がしかの多い額については想定内だという話なので、では積算根拠はどうなっているのですかというのがそもそもその素朴な疑問でした。今までの課長の財政計画こういうふうになっていますのでという話で、あ、そこから持ってきたのだねということで、それは理解しました。1点目はそれで結構です。

2点目も分かりました。ただ、37.6%であったと、使われたパーセント。もっと使ってほしかったなというふうには思うのですけれども、課長の今説明、どうして少なかったかという話はちらっと出されましたけれども、どれほどの勧奨あるいは周知を図ったかというところは、足りていなかったのか、その辺はどうなのかなというのはやっぱりまだ疑問は残ります。その点ももう一度。今後のことも、こういうコロナ絡みでのこれからの事業を考えますと色々なアイデアも、そういうプレミアム商品券事業もアイデアとしては出てくるのではないかなと想定しますと、もうちょっと反省を踏まえての取組方も考えていかなければならないのではないかなと思うところから、もう一段の留意点、課題、今後の生かし方を伺っておきたいと思います。

それから、3点目ですけれども、不動産及び動産というふうになっているということなので、分かりましたということなのですけれども、そこは今後のことを考えますとしっかり確認しながら改めて財源の使い方は進めていただきたいなというところで、再度の答弁をお願いします。

○議長（谷澤久孝君） 2問目の答弁だけでよろしいですか。

〔「2問目と3問目」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） ではまず、健康ふくし課長、答弁。

○健康ふくし課長（原 克彦君） 申込み期間の延長ですが、最終的には申請期間を今年、令和2年1月10日までということはかなり延ばしてございます。勧奨通知につきましても、先ほど申し上げたとおりしておりますし、広報紙におきましても5回ほどホームページ等でもPRしておるところでございます。ただ、結果的に国の経済対策ということで先ほど申し上げた人数の方全員対象にしなさいという制度でございました。今後このような制度と申しますか、このような事業があった場合に、今回の反省点を踏まえてさらなるPR勧奨に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、政策財政課長。

○政策財政課長（鈴木國人君） 公共施設の整備基金でございます。今年いわゆる公共施設管理計画があつて、総合管理計画があつて、個別計画がつくられるということで、長期財政計画の見直しを行つて、3年度にお示ししたいということで申し上げてございました。現状までは、長期財政計画と基金残高も、公共施設整備基金に関しましてもほぼ同程度で進んできております。今後ともそこは十分精査しながら、踏まえながら今後の長期財政計画のローリングにつなげてまいりたい、適正事業を行つてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（谷澤久孝君） 山内長君。

○15番（山内 長君） では、お願いします。

今ほどの地方債補正ですが、ICT教育環境整備事業で、今ほどの説明ですと1億5,980万の事業費を2分の1補助ということで計画をしたのですが、結局6,000万として補助を3,040万にしたというふうに説明があったと思うのですが、結局はそうしますと事業費は幾らになったのかということと、当初計画しました無線LAN整備関係とタブレット充電保管庫については、そうしますと当初の計画からすると相当減っていると、金額的に減っているのですが、その辺については相当減っている分はそれで見積りが多かったというか、これで間に合うという理解でよろしいのですか。これで十分な整備になるというふうに理解してよろしいですか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） ただいまのご質問でございますが、ICT教育環境整備事業の事業費といたしましては、3,598万減額いたしまして1億2,000万ということで歳出のほう計上させていただいております。減額した内容といたしましては、それぞれの単価を、いろんなところから聞いて単価が下がった部分がありましたし、あとは先ほど申しあげました充電保管庫なのですが、当初1台当たり20個のタブレットを入れる充電保管庫を想定しておりましたが、20台の分ですと1クラスに2つつ必要だったのですが、36個収納できる保管庫でそれぞれ1台ずつで間に合うとか、そういうふういろいろと精査したものがございまして、その分で3,598万ほど減額したものでございます。

○議長（谷澤久孝君） 山内長君。

○15番（山内 長君） そうしますと、4,000万ほど、3,980万事業費で減ったが、内容的には十分であるということで考えているというふうになるかと思えます。1億2,000万ほどの事業費に対して2分の1補助ですと6,000万ほどの補助ということになるのですが、先ほどのあれが来ないと、戻ってこないということで単純なる貸付けになるので、3,040万円にしたというふうに理解をしてよろしいのですか。2問目です。

○議長（谷澤久孝君） 政策財政課長、答弁。

○政策財政課長（鈴木國人君） 事業費に関しましては1億2,000万でございまして、もう一度申し上げますと、補助対象事業費としては6,000万ですと、6,100万になりましたよということで、半分ぐらいに減らされたということであります。それで、さらに補助率は変えずになるので、補助率はまだ50%ということでありまして、3,000万補助金が入ります。起債可能額につきましては、1億2,000万と3,000万の差でございますが、約8,900万でございます。その8,900万のうち事業費、学校施設の事業債として認められると申しますか、が3,040万。6,000万のうちの50%が補助なので、その半分が起債として認められまして、その61%を交付税で見るということでありますので、残りが約1,800万程度です。先ほど申しあげました地方債借入れ可能額8,900万と今ほどの交付税算入額との間、基金として5,900万ほど取り崩して充てようということでございます。これについては、先ほど申しあげましたと

おり起債にするか、結局交付税算入もないので、起債借りても借金なので、今回基金を充当するという選択をしたというところでございます。

以上でございます。

○議長（谷澤久孝君） 山内長君。

○15番（山内 長君） 分かりました。基金のほうから5,980万を充当したということで、あと補助についてはそうしますと当初予算から4,750万5,000円減という形になって3,040万。国のほうからは、これは全国的に周知をして減らされたという話だったのですが、この部分については後から交付税でバックをするという部分は、3,040万についてはオーケーということでよろしいのですよね。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、政策財政課長。

○政策財政課長（鈴木國人君） 3,040万の6割、60%につきましては、いわゆる交付税算入ということで見込んだところでございます。

○議長（谷澤久孝君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより承認第4号を起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（谷澤久孝君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

○承認第5号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷澤久孝君） 日程第10、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度会津美里町国民健康保険特別会計補正予算（第6号））を議題といたします。

ここで当局より内容の説明を求めます。

健康ふくし課長、原克彦君。

〔健康ふくし課長（原 克彦君）登壇〕

○健康ふくし課長（原 克彦君） 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度



会津美里町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）をご説明申し上げます。

議案書19ページ、提出案件資料の3ページ、補正予算書を御覧ください。地方自治法第179条第1項の規定により、3月27日に専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

補正予算書をお開きください。今回の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,537万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億9,612万1,000円としたものであります。

事項別明細書を御覧ください。まず、3ページの歳入であります。1款国民健康保険税、1項の国民健康保険税であります。4ページの合計額を御覧ください。国民健康保険税計で166万8,000円減額し、4億1,065万6,000円としたものですが、これは国民健康保険税賦課額の確定見込みにより減額したものでございます。

次の3款県支出金、1項の県補助金であります。県補助金計で4,341万円増額し、17億7,843万9,000円としたものですが、これは普通交付金及び特別交付金の交付額決定により減額したものであります。

次の7款諸収入、1項の延滞金加算金及び過料であります。延滞金加算金及び過料計で301万4,000円増額し、371万8,000円としたものですが、これは一般被保険者延滞金の収納確定により増額したものでございます。

同じく7款諸収入、3項の雑入であります。雑入計で61万3,000円増額し、127万円としたものですが、これは一般被保険者第三者納付金及び返納金等の確定により増額したものであります。

次に、歳出であります。6ページをお開き願います。2款保険給付費、1項の療養諸費であります。療養諸費計で1,970万5,000円増額し、14億8,032万2,000円としたものですが、これは一般被保険者療養給付費の確定により増額したものであります。

次の3款国民健康保険事業費納付金、4款保健事業費につきましては、財源の移動によるものであります。

最後に、8款予備費、1項の予備費であります。予備費の額を2,566万5,000円増額し、1億5,963万7,000円としたものであります。

説明は以上であります。よろしく願いいたします。

○議長（谷澤久孝君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより承認第5号を起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（谷澤久孝君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

○承認第6号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷澤久孝君） 日程第11、承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度会津美里町介護保険特別会計補正予算（第6号））を議題といたします。

ここで当局より内容の説明を求めます。

健康ふくし課長、原克彦君。

〔健康ふくし課長（原 克彦君）登壇〕

○健康ふくし課長（原 克彦君） 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度会津美里町介護保険特別会計補正予算（第6号））をご説明申し上げます。

議案書20ページ、提出案件資料の4ページ、補正予算書を御覧ください。地方自治法第179条第1項の規定により、3月27日に専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

補正予算書をお開きください。今回の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,363万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億6,538万9,000円としたものであります。

事項別明細書を御覧ください。まず、3ページの歳入であります。1款保険料、1項の介護保険料であります。第1号被保険者保険料968万4,000円増額し、5億8,443万7,000円としたものですが、これは保険料の収入額確定見込みにより増額したものであります。

次の3款国庫支出金、2項の国庫補助金であります。国庫補助金計で394万6,000円増額し、2億4,440万9,000円としたものですが、これは調整交付金及び地域支援事業交付金の確定により増額したものでございます。

次に、歳出であります。4ページから5ページの2款保険給付費、3款地域支援事業費につきましては、組替え及び財源の移動によるものでございます。

最後に、6ページの7款予備費、1項の予備費であります。予備費の額を1,363万円増額し、8,762万1,000円としたものでございます。

説明は以上であります。よろしくお願ひいたします。

○議長（谷澤久孝君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより承認第6号を起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（谷澤久孝君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

○承認第7号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷澤久孝君） 日程第12、承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度会津美里町工業団地造成事業特別会計補正予算（第2号））を議題といたします。

ここで当局より内容の説明を求めます。

産業振興課長、金子吉弘君。

〔産業振興課長（金子吉弘君）登壇〕

○産業振興課長（金子吉弘君） 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて、内容をご説明申し上げます。

予算書と併せまして、議案書21ページ、提出案件資料4ページ中段を御覧いただきたいと存じます。本件は、令和元年度会津美里町工業団地造成事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和2年3月27日に専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

予算書表紙の裏面を御覧いただきたいと存じます。第1条におきまして、歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,442万1,000円とするものでございます。

補正予算の内容につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。予算書3ページを御覧い

ただきたいと存じます。まずは、歳入でございます。1款財産収入、2項財産売払収入、1目不動産売払収入2,000円の増額につきましては、高田工業団地分譲地売払いのための分筆測量等の結果、売買面積に端数が生じ、当初予定したよりも売買面積が増となったことに伴い、増額補正するものでございます。

4ページを御覧ください。歳出でございます。2款諸支出金、1項繰出金、1目一般会計繰出金2,000円の増額につきましては、高田工業団地分譲地売払い額の確定に伴いまして、工業団地用地販売収入を一般会計に繰り出しするため、増額補正するものでございます。

歳入歳出の説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（谷澤久孝君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより承認第7号を起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（谷澤久孝君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

○議案第28号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷澤久孝君） 日程第13、議案第28号 令和2年度会津美里町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

ここで当局より内容の説明を求めます。

政策財政課長、鈴木國人君。

〔政策財政課長（鈴木國人君）登壇〕

○政策財政課長（鈴木國人君） 議案第28号 令和2年度会津美里町一般会計補正予算（第1号）につきましてご説明いたします。

今回の補正予算につきましては、新型コロナウイルス感染症対策の各対策事業に係る予算について

計上しておるところでございます。予算書と併せまして、提出案件資料5ページから10ページ、参考資料といたしまして34ページから38ページを併せて御覧いただきたいと存じます。なお、今回は緊急的かつ新たな事業の提案でありますので、事業概要につきまして参考資料として添付させていただいたところでございます。よろしくお願いたします。

それでは、予算書表紙を御覧ください。第1条におきまして、歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22億5,841万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ132億9,241万8,000円とするものでございます。

それでは、内容につきまして事項別明細書によりご説明いたします。3ページをお開き願います。歳入でございます。13款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金20億4,815万9,000円の補正増につきましては、1節社会福祉費補助金で、町民1人につき10万円を支給いたします感染症対策特別定額給付金支給事業に係ります特別定額給付金給付事業費補助金とその事務費補助金を合わせまして20億2,136万円を計上し、2節児童福祉費補助金においては、児童手当支給対象児童1人につき1万円を支給する感染症対策子育て世帯への臨時特別給付金支給事業に係ります子育て世帯臨時特別給付金給付事業費補助金、それからその事務費補助金、合わせまして2,679万9,000円を計上するものでございます。

次に、17款繰入金、1項基金繰入金2億1,025万9,000円の補正増につきましては、今回の補正における一般財源の不足額を調整するため、1目財政調整基金繰入金を増額するものでございます。

なお、今回歳入の補正には計上できませんでしたが、国では都道府県、市町村を対象とする新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を創設してございます。今後町では実施計画を策定いたしまして、5月中に国に提出し、国の確認を得て交付を受けていくということになります。本町への交付額の上限額は、1億3,000万円程度と見込んでおるところでございます。今後この交付金について、交付額が示された場合に改めて歳入計上させていただく考えでありますので、今回につきましては財調の繰入れで調整したというところでございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。4ページを御覧ください。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費1,422万4,000円の増額についてであります。提出案件資料5ページと、併せまして参考資料34ページを御覧いただきたいと存じます。感染症対策雇用支援事業に係ります事業費でありまして、町単独事業として実施するものであります。感染症の影響により雇い止めまたは内定取消しとなった町民の方を対象に、会計年度任用職員として5名雇用するものでございまして、人件費といたしまして2節給料932万5,000円、3節職員手当等301万7,000円、4節共済費154万2,000円、また会計年度任用職員が使用するパソコンのリース料といたしまして13節のコンピュータ機器賃借料34万円を新たに計上するものでございます。

次に、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費20億1,209万4,000円の補正増につきましては、提出案件資料7ページ、併せて参考資料の35ページを御覧いただきたいと存じます。感染症対

策特別定額給付金支給事業に係る事業費でありまして、歳入でもご説明いたしました国庫補助事業でございます緊急経済対策といたしまして、町民1人に対し10万円の定額給付金を支給するため、3節の職員の時間外勤務手当277万8,000円、8節の担当職員の会議出席等に伴う普通旅費5,000円、10節の消耗品、印刷製本費、合わせまして19万8,000円、11節の振込みに係る手数料82万5,000円、通信運搬費238万8,000円、12節の申請受付業務等委託料490万円、5ページをお開きいただきまして、18節の特別定額給付金20億100万円を新たに計上するものでございます。

次に、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費8,224万3,000円の補正増につきましては、提出案件資料8ページ、9ページ、併せまして参考資料36、37ページを御覧いただきたいと存じます。ここには、国庫補助事業であります感染症対策子育て世帯への臨時特別給付金支給事業と、町単独事業で実施いたします感染症対策子育て応援事業に係る事業費を計上してございます。まず、国庫補助事業であります、参考資料36ページでありまして、そこに記載ありますとおり、支援対象は児童手当の受給者でございます。支援内容は、対象児童1人につき1万円を支給するものでございます。予算書の5ページにお戻りいただきまして、この国庫補助事業に係る事業費につきまして詳しく説明いたしますと、3節で職員の時間外勤務手当23万9,000円、飛びまして10節になります。消耗品費3万1,000円のうち、この国庫事業は2万円、それから印刷製本費8,000円、11節の振込みに係る手数料16万5,000円、通信運搬費125万円のうち28万2,000円、国庫補助事業です。12節システム改修委託料165万円、それから18節の子育て世帯への臨時特別給付金2,430万円の計2,666万4,000円、次に町単独事業の感染症対策子育て応援事業であります、参考資料37ページを御覧ください。対象者と記載ございますが、37ページです。基準日におきまして住民基本台帳に記録されているゼロ歳から18歳までの者2,730人とございます。それから、受給権者はその者の属する世帯の世帯主でございまして、世帯数は1,500世帯でございます。内容といたしましては、対象者1人につき会津美里町商工会発行の商品券2万円分を配布するものでございます。

予算書の5ページにお戻りいただきまして、この町単独事業に係る事業費につきましては、7節報償費の子育て応援商品券5,460万円、10節の消耗品3万1,000円のうち、先ほどの残りと申しますか、1万1,000円、11節の通信運搬費125万円のうち商品券発送等に係る通信運搬費として96万8,000円、計で5,557万9,000円が単独事業でございます。合わせまして8,224万3,000円を新たに計上するものでございます。

次に、6ページに参りまして、1款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費の4万4,000円の増につきましては、妊婦へマスクを提供するための郵送料でございます。

次に、5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費2,500万円の補正増につきましては、提出案件資料10ページ、併せまして参考資料38ページを御覧いただきたいと存じます。町単独事業の感染症対策事業者応援事業としての事業費でございまして、感染症の影響によりまして経営の安定に支障が生じている認定農業者を応援するため、予算書18節の中小企業等活動応援給付金を新たに計上したと

ころでございます。

次に、6款商工費、1項商工費、1目商工振興費1億1,430万円の補正増でございますが、今ほど5款農林水産業費でご説明いたしました町単独事業であります感染症対策事業者応援事業と同様でございます。感染症の影響により経営の安定に支障が生じている町内の中小企業、個人事業主を応援するため、18節に中小企業等活動応援給付金を新たに計上したところでございます。

なお、交付額等々でございますが、参考資料38ページに記載がございます。概要であります。町内の認定農業者、町内の中小企業、個人事業主とも福島県の実施する新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の交付対象施設に該当する事業者へ一律20万円、交付対象施設に該当しない事業者についても一律10万円を交付するものでございます。

次に、予算書6ページにお戻りいただきまして、13款予備費、1項予備費、1目予備費1,051万3,000円の補正増につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に早急に対応するため、予備費から充当を行ってまいりました。今回の補正予算において、充当を行った同額を予備費に増額させていただくと、予備費を戻すということでございます。

なお、次ページ以降につきましては人件費の内容でありますので、御覧いただきたいと存じます。

歳入歳出の説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（谷澤久孝君） 説明が終わりました。

ここで3時50分まで休憩いたします。

休 憩 （午後 3時37分）

---

再 開 （午後 3時50分）

○議長（谷澤久孝君） 再開します。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

佐治長一君。

○10番（佐治長一君） これは歳入歳出一括で。

○議長（谷澤久孝君） ええ、そうです。

○10番（佐治長一君） では、6ページ、款5と款6の農林と商工の給付金が出ているわけですが…

○議長（谷澤久孝君） 着席のままです。

○10番（佐治長一君） この対象者というか、どういう方が該当するのか、あと何件ぐらいあるのか、分かれば教えていただきたいと思っております。

○議長（谷澤久孝君） 1点だけですか。

○10番（佐治長一君） はい、これだけです。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（金子吉弘君） ただいまのご質問でございますが、まず対象といたしましては、新型コロナウイルス感染症によりまして経営に影響を受けている中小企業、あとは個人事業主並びに認定農業者の方々でございます。人数の想定でございますが、まず20万円の方につきましては、一応町において宿泊業並びに飲食、サービス業並びに生活関連サービス業ですとか、あと小売業の方も一部含まれるのですが、365社を予定しております、この20万円対象の方で、金額といたしましては7,300万円を予定してございます。あとそれに対象とならない方でございますが、10万円の方につきましては663社でございます、6,630万円を予定してございます。それ以外に認定農業者といたしまして250名ほどを予定してございます。この方につきましては……

〔何事か言う人あり〕

○産業振興課長（金子吉弘君） すみません。663の中には認定農業者250名が含まれております。

以上でございます。

○議長（谷澤久孝君） 佐治長一君。

○10番（佐治長一君） そうすると、あくまでも原則的には本人が申請ということになるのですか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（金子吉弘君） おっしゃるとおりでございます、町のほうから一応ホームページ等のほうに申請様式等をご用意させていただいて、あとは基本的に3密を避けるために郵送でお送りいただくようなスタイルで今のところ考えております。どうしてもそういうふうにはいかない方につきましては、窓口においでいただくというふうな方法でも受付をさせていただくというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（谷澤久孝君） 山内須加美君。

○13番（山内須加美君） 2点お願いいたします。提出案件の34ページの部分が1点と、あと予算書で4ページの民生費の中での12節委託料、2点お願いいたします。

最初の部分ですけれども、34ページの部分なのですけれども、事業概要の中で雇い止めまたは内定取消しということで、このうちの5名ということなのですが、この辺の数字は予測できているのかとか、本町において該当がどのくらい、もう既に今現在そういう状況でいらっしゃるのかどうかということが分かった上でこの5名ということになったのか、予算からしてこういうことになったのかって、その辺の内容1点と、あともう一つ、4ページの委託料、この490万はどのような状況で、この内容のちょっと説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） それでは、採用の予定人数の件についてお答えしたいと思います。

5名ということで予算を計上させていただきました。まず、町内における雇い止め、さらにはそういった人数の把握についてでございますが、ハローワーク等において確認しておりますが、詳細な町



村まで、例えば会津美里町であれば何名という詳細なデータはないということでございますので、5名とした根拠でございますが、今般この補正予算で今計上しておりますコロナウイルスの関連の対策事業にある程度この方々を雇用いたしまして、その事務に当たっていただくということを考えて5名ということで計上しているところでございます。

以上でございます。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（原 克彦君） 申請書の受付及びその申請書の内容のチェック、整理、そしてデータの入力事務を行っていただく予定でございます。

○議長（谷澤久孝君） 山内須加美君。

○13番（山内須加美君） すみません、最初のほうの部分なのですが、いまいちちょっとよく分からなかったのは、そうすると該当する方の採用の条件というのは、町内にある企業、会社にお勤め、それと町内の方が勤めているか町外からということもあるわけです。今の課長の話ですと、何か町外にお勤めの方でも該当するようなふうに理解しましたので、基本的にやっぱり町内の方というのは当然そうなのだろうと思うのですが、その件の確認をひとつお願いしたいということです。

2点目の委託料、その委託先です、要は。委託料というのですから、どこか会社に委託するわけでしょう、これは、当然。委託先でその内容がどういう内容かということを知りたいわけです、490万の内訳を。なのですが、よろしくをお願いします。

○議長（谷澤久孝君） まず、総務課長、答弁。

○総務課長（國分利則君） それでは、対象となる方でございますが、基本的には町民等ということで町民の方、さらには町内に住所がなく町外で今現在住んでいらっしゃる、実家が会津美里町町内にあると。例えば雇い止めなり解雇に遭って実家に今帰ってきているんだと、でも住所は町外にあるんだと、そういった方を想定しております。ですから、町民等とここで資料の中に記載させていただきましたのは、当然住所を有する町民の方優先でございますが、例えば学生の方で内定取消しに遭って自宅で今過ごしていらっしゃる方、そういった方も想定しまして町民等ということで、そういった支援の対象を、そういった方を雇用していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（原 克彦君） 申し訳ありません。休議お願いしてよろしいでしょうか。すみません。

○議長（谷澤久孝君） 休憩します。

休 憩 （午後 3時59分）

---

再 開 （午後 3時59分）

○議長（谷澤久孝君） 再開します。

答弁、健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（原 克彦君） 今ほどのご質問ですが、繰り返しの答弁になって申し訳ございませんが、申請書の受付、チェック、整理等行うものでございます。議決いただいた後にそういった業者のほうは選定することにはなりますけれども、人数としまして今現在8名を想定しております。こちら本庁舎のほかに2つの支所のほうで受付を行っていただくような内容と、その内容のチェック、データ入力等をお願いする予定でございます。

以上であります。

○議長（谷澤久孝君） 山内須加美君。

○13番（山内須加美君） 最初の部分の総務課長のほうなのですが、分かりました。ただ、公平性といえますか、どういう方がどのくらいいるかということが私も予測つかない中で、結果的に等という、町民等という話の中で、困窮度という表現していかどうか分かりませんが、どういうふうな形で面接されて採用するかということなので、その辺は後ほど町民の方々から誤解のないような、やっぱり適正というか、正確な形でそれは採用するということはひとつぜひお願いしたいなというふうに思います。

あと、すみません、委託料のことについて、結局業者のほうにお願いするのか、個人でやるのか、ちょっとその辺がよく理解できない。私何でこういう話聞くかということ、委託することによって今後給付する給付金が今の段階ではうちの町では5月の末ということになっていますので、やっぱり早急に、5月の末といっても一日でも早く町民の方は求めているわけなので、こういう委託することによって、内容が分からないので、今ちょっと私勝手な話するのですが、要は早く本来はこういう部分は職員の方が手分けしてやってもいいのかなというちょっと思いも、内容が分からないので、そういうふうな形で質問させてもらったので、最後ですので、分かるようにちょっと説明お願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） あくまでも職員採用でございますので、先ほど言った離職なり雇い止めというのは条件の一つでございますので、採用に当たっては当然公務員の採用試験と同じように面接等を行いまして、公平に行うことはもちろんでございますので、その辺も特に注意しながら採用に心がけていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（原 克彦君） もちろん町民の方に一日も早くこういった給付金を支給するというところでございまして、やはり委託ということで業者の方に、こういった事務に慣れた方がいるような業者のほうへ委託ということで考えてございます。

以上であります。

○議長（谷澤久孝君） 3回目なのですけれども、今の答弁で駄目ですか。

〔何事か言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 休憩します。

休 憩 （午後 4時05分）

---

再 開 （午後 4時07分）

○議長（谷澤久孝君） 再開します。

答弁、健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（原 克彦君） 給付金の受付、チェック、整理等、こういった業務に経験のあるような方を雇っております業者のほうに委託する予定でございます。

○議長（谷澤久孝君） 石川栄子さん。

○6番（石川栄子君） まず、2点お願いします。

まず、1点目なのですけれども、今34ページですか、資料の、こちらのほうにありました雇用支援です。このたび町のほうのホームページにもありましたけれども、雇用調整助成金の申請手續のお手伝いということで社会保険労務士さんが来られて、2日に分けてやられました。これ私ちょっと個人的に意見を頂きまして、大変役に立ったと、インターネットではどうしても分かり得なかった部分が非常に分かってきたといったようなところで、とても感謝しておられました。ただ、この雇用調整助成金、政府のほうの考え方ですと今後もっと簡単な手續で、さらに最低の金額ももう少し上げて、そのような形でまだ第2弾、第3弾、そういったものを考えているということでしたので、こういったお手伝いがまたこの後あるのかどうか、考え方を伺います。

それから、もう一点ですけれども、ただいまの同僚議員の質問に重ねて伺います。この委託料とは、内容的に伺いましたけれども、それでしたらば今感染対策室、こちらの方たちの仕事の内容、それからあとこの感染対策室の期限、この2点について伺います。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（金子吉弘君） まず、1点目の雇用調整助成金に係ります社労士によります個別相談会は、そんなに大勢の方はお集まりいただけなかったのですが、来ていただいた方のご意見としては、すごく分かりやすくご説明いただいて、すごくためになりましたというふうな、そういったご感想を頂いておるところでございますが、第2弾としては今のところは考えてございません。ただ、この後政府のほうでも手續を簡素化されますとか、あとはその金額を上げますとか、そういった議論がなされておりますので、その辺の推移を見ながら今後判断してまいりたいなというふうに考えてございます。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（原 克彦君） まず、対策室の内容でございますけれども、国のほうでこの給付金のほうが決定しましてから、町のほうでは町民の方に一日も早く給付金が支給されるようにということで、4月の末に対策室を設置したところでございます。それ以降国からのいろんな情報の整理あるいは給付金のスケジュール等を経まして、町民の方に一日も早く給付できるような体制づくりと現にオンラインの申請の処理あるいは今後これからですけれども、郵送請求に関する手続等の事務を行ってまいる予定でございます。

申し訳ございません。2点目のほうが聞き取れなかったのですけれども。

〔「設置期間」と言う人あり〕

○健康ふくし課長（原 克彦君） 当初3か月程度という予定でございます。ただし、その後実績報告あるいは第2弾というような形も考えられますので、適時、その都度判断をしてみたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（谷澤久孝君） 石川栄子さん。

○6番（石川栄子君） 1問目は理解できました。できれば必要に応じて対策を取っていただきたいと思っております。

それから、2問目なのですけれども、今課長がご答弁いただいた内容というのは、先ほどの委託される業者さんになるか個人になるかちょっと明確に見えていませんけれども、全くその内容ではありませんか。

それからあと、設置期間ですけれども、3か月程度とある程度見込まれた根拠、もうこの特別給付金のみの対策室なのか、それともやはり委託をされるように大事な内容を請け負った、そういった特別室なのか、私はそういう特別室であってほしいなと思うのですけれども、そちらのほうの対策室の件についてもう一度お伺いします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（原 克彦君） 対策室の職員も当然受付をいたしますけれども、3つの密というようなことで、そういったものを避けるためにも精通した業者のほうに委託して応援をいただくという考え方でまずございます。

あと3か月ということでございます。給付金だけかということですが、基本的に給付金を町民の方に一日も早くお届けするための室ということでございます。それ以外の新型コロナウイルス関係につきましては健康ふくし課のほうで対策本部事務局ということでは処理をしているところでございます。

以上であります。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） それでは、対策室の設置の期間のことではございますが、おおむね3か月

と先ほど答弁いたしましたのは、国のほうで受付の期間を3か月程度ということである程度期間を限ったことから、おおむね3か月程度と考えておりました。しかしながら、先ほど担当課長のほうから申し上げたとおり、場合によってはちょっと延長する場合もございますが、基本的にはまずはこの給付金、さらには先ほど1つの説明ありましたが、そういった主要な事業もこの対策室において処理をしていただくという考えでございます。

○議長（谷澤久孝君） 石川栄子さん。

○6番（石川栄子君） 期間のことも理解しました。ただ、業務内容につきましては、今ほど3つの密を避ける、これは当然のことですけれども、だからといって役場の中にせっかく立ち上がった対策室と、それからあと申請受付のための委託業者が別々に分かれてやる、それをどのように連携づけて作業を進めていかれるのか。それが密を防ぐことでは私はないと思うのですけれども、どのような連携方法を考えていらっしゃいますか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、副町長。

○副町長（鈴木直人君） 先ほど担当課長からお話し申し上げております点について、ちょっと足りない点がございますので、申し上げたいと思いますのは、対策室の職員が受付、そういったものをするということは当然でございます。ただし、今よくテレビ等でも言われているとおり、先んじてやっている自治体について、郵送とかオンラインというのを原則にしながらも、窓口のほうに非常に殺到しているというような状況を踏まえすと、やはりその人数だけで対応するというのは非常にそういった感染症の対策からしても危険性があると。なおかつ当町としては、3庁舎があることが幸いなので、支所のほうでもそういったところで分散をしながら対応すべきだろうと。そういうふうになれば、市のほうでも担当をお願いする部分もございますし、やはりそれを補填する、補完する意味で精通をした業者の方、その中の社員に担っていただく。そのときにはちゃんと対策室のほうで情報を共有しながら、こういう受付をしっかりとやってもらいますよと、こういうふうなチェックもこうですよというのは、必ず室のほうからの指示に基づいて実施をしていただくということを想定しております。

○議長（谷澤久孝君） 根本謙一君。

○11番（根本謙一君） まず初めに、国の10万円給付、1人当たり、この受付作業が現在本町ではどのようなになっているのか。スムーズにいつているという説明ができるのか。オンライン申請については8日から始まっているというふうに了解してはいますが、給付金の支給については5月22日の予定と。それから、郵送申請については5月18日から発送して、第1回目の支払いを5月下旬に行いたいというふうに、当然新聞にもそういうふうに発表されております。民友と民報ではちょっとそごがありまして、町民にとってはちょっと混乱したところがあったようではありますが、改めて伺えば5月下旬というふうに町民の大方は踏まえているかなというふうに思います。その予定で進むのだということでもいいのかどうなのか、現状の認識を伺いたいと思います。

それから、2つ目ですけれども、毎日のように新聞紙上には県内の各自治体のコロナ対策、感染症対策の事業案が載ってきております。それぞれの自治体がいろんなことを考えて、本当にきめ細かなところの内容も載ってきていますし、本町では今日この議案が出されて、今審議しているわけですけれども、そのほかにもいろいろ出た中で、本町としては今回これでいこうというふうに協議されたのか。どのぐらいの案が俎上に上がってこの議案として上げてこられたのか。具体的な数を言ってもらえればありがたいなど。と申しますのは、この議案のほとんどは感染症対策だというふうに私は思っています。問題は、これからの経済対策だと思います。当然それも皆さんの現在の頭の中には次のことの想定も入ってくると思います。あるいは、想定しているかもしれませんが。そういうことを踏まえたと、それも含めてこの機会に我々議会にもしっかりと可能な限り周知しておくべきではないかなというふうに思います。早いところはもう4月の末から給付金の受付が始まっているところがあります。いろんな手法はあるにしても、本町としてもできるだけ早くスピード感を持ってやっていただければなというふうに思います。それが皆さんのお仕事ではないかなというふうに思うところからお尋ねをします。

以上、2つお願いします。

○議長（谷澤久孝君） 根本議員に申し上げますけれども、予算に関する事なので、答弁できる範囲内で副町長に答弁していただきます。

○11番（根本謙一君） はい、結構です。

○議長（谷澤久孝君） 副町長。

○副町長（鈴木直人君） まず、今回の補正予算に計上させていただきました国の特別定額給付金、これは先に民友で報道されまして、その後に民報で報道されたところに日にちのそごがあったと。これは、最初町としましては5月下旬というのは、やっぱり5月中にという、国からもうできるだけ早くということで、それに対応しようということで5月下旬をまず目標にしましょう。ただ、何かのちょっとアクシデントがあってということがあって、どうしても正直なところがございます、6月上旬というのがちょっと先んじて出てしまったと。これは、まだ対策室が出る以前のちょっと内容が出てしまったということで、それがちょっと独り歩きをしてしまったというのが原因としてございます。ただ、現実としましては皆様方にも事前にお知らせをしてありますとおり、あるいはホームページ、そういった報道等でもお知らせをしてありますとおり、オンラインは既に受付が始まって、現在でありますと、受付というのは正式にはまだこの予算が通りませんとできませんので、数十件の申請は出てきているという情報は確認をしております。さらに、郵送申請は来週の18日には発送いたしましたし、28日には振込みを開始をしていきたいと。このスケジュールは、皆様にお知らせをしたそのものについてはしっかりと守っていきたく。できるだけ早めに交付をするということで、全力を尽くしてまいりたいというふうに考えております。

それから、この予算以外に町内でいろいろ町独自で支援をするものというものはあるだろうというこ

とで検討を今までしてございます。出す時期としましては、今緊急事態宣言が出されている段階、あるいは国が急いで生活支援とか、そういったものをやるべきだということに準じて町は今、今回お出ししたものが4つございます。町長申していますエール、応援をする事業の中の3つは今回出させていただいて、もう一つにつきましては、この後でございます6月会議のほうに出させていただくものもでございますし、さらには先ほど議員がお話しされたように、もう少し先、収束というか、そういったものが見えてきた段階では、今度は経済の対策、そういったところも当然必要になってくるだろうと。そういうことを想定しまして、その節になりましたら随時会議を開いていただきまして、補正予算を計上させていただくということで予定をしているところでございます。いずれにしましても、そういった点がある程度固まりましたら、議員の皆様方にはできるだけ早くお知らせをするということで進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（谷澤久孝君） 根本謙一君。

○11番（根本謙一君） まず、1問目ですけれども、このことについては当然これだけ自治体によってばらつきがあると。早いところはまだ金融機関から自治体でお金を借りて早めに配っているというところまで、すごいことを、そういう発想の下に取り組んでいるところもあるということです。しかし、推移を見ながらというのは、やっぱりこの危機においてはあまり褒められることではないと思う。私は、先んじてやるべきことはやっていただきたいなというふうに思います。ですから、窓口業務も、委託料の話も出ましたけれども、そこもそれならそれでしっかりここで説明できるような状況になっているのかなと思ったらこれからだという答弁いただくと、大丈夫かなというふうに思うので、スケジュールどおりいきますか、どうですかと聞かざるを得ない。もう一度答弁お願いします。

2問目ですけれども、1問目でも言いましたように、推移を見ながらではないのです。もう次の一手を、経済対策を打つという、この状況は。商工会にもこの前電話して伺いましたけれども、しっかり連携取って声を吸い上げてやっていただきたい、当然観光対策もその中に含まれてくるはずですので。想定はしているでしょうけれども、もう少しスピードアップして対策を講じてほしいなど。しっかり議会にも説明できるように、6月会議までにはまとめ上げてきてほしいというふうに思いますけれども、再度答弁お願いします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、副町長。

○副町長（鈴木直人君） まず、1点目でございますが、自治体によって先んじてという、それは当然我々としましてもできるだけ早く皆様のほうにそういった給付金を交付できるようにしたいということで、全力を尽くしてまいるということは皆様にはっきり申し上げておきたいと思います。今回この議案をお認めいただいた後に、しっかりと相手方も決めて、そこに周知をしながら異論のないようにしていくということは当然徹底をしてまいりたいというふうに考えております。さらに、この後の経済対策とかという部分については、商工会のほうの当然意向、そういった考えもお聞きしながら実

施をするわけですが、今回計上しております町独自の子育て世帯に対する商工会の商品券、これの購入、こういったことにつきましても町内の消費喚起、そういったところでの経済の部分にも何がしかの効果というものはあるのではないかとということで、もうこれは経済対策室ではないとかということではなくて、総合的にやって町内のそういったところの活性化につながるような形を取ってまいりたい。

それから、6月の会議に全て、この先こういったものというのは本当にその時期のタイミングで出すべきものではないものもあるのではないかとというふうにはちょっと考えている部分もあります。ただ、こういったことも考えているということ、そういった内容についてはお話しはできると思います。ただ、6月に出すべきものなのか、そうではなくてももう少し後のほうがいいのかというようなところは、もう少し精査をさせていただきたいというふうに、いずれにしてもそういったものは皆様のほうに明示をしていきたいというふうに考えております。

○議長（谷澤久孝君） 根本剛君。

○12番（根本 剛君） 同僚議員とダブるわけですが、35ページの確認の意味でお聞きしたいと思いますけれども、オンライン申請方式を除いた郵送申請方式、これ本当に来週の18日に発送可能なのか。担当課長と副町長の答弁が食い違っている面で、副町長の言うとおりにかもしれませんが、これから今相手方を決めてなんていう答弁がありまして、果たして本当にできるのですか。それまず1点。

それで、今同僚議員もありましたけれども、第2次的な経済支援策についてでありますけれども、町内限らず新年度から美里外に大学生として新入された方々たちも、入学金とか、バイト代もないということで、新潟県などは、市ですか、新潟市では地元から出た学生にお米とか地元産品を送ったり、そういった励まし合いをやっていっているのですけれども、そういうことも今後とも一考すべき中の一つに入ると思うのですけれども、その辺の検討を、私の意見に対してどう思われているのか、この2点ちょっとお伺いします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、副町長。

○副町長（鈴木直人君） まず、1点目につきましては、担当課長お答えしました日程と私のお答えした中に食い違いはないというふうに思っております……

○12番（根本 剛君） いや、あやふやだから、担当課長あやふやな答弁だから。

○副町長（鈴木直人君） 郵送の申請受付18日というのは、間違いなくこれは実施をできるというふうに考えてございます。

それから、議員ご提案の部分については、町内の中でも検討、そういった事例もございます。燕の大学生あるいは専門学校生といますか、そういった想定をしている、そこに地元のお米を送ったりという、そういうことを実施したのも把握をさせていただきます。ただ、燕市の学生全員にそれが行き渡っているかというところではなくて、あれはあくまでも本人の申請なのです。ですから、そういった



ことも、我々としましてはご提案の部分について今までもちょっと検討していますけれども、なかなか把握が難しいと。まずは、急いでこれをやるべきというのは今回出させていただいた。この後そういった提案も含めて検討を重ねていきたいと。さらに、どういったものが実施できるか、そういったところの選択肢の一つとして検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（谷澤久孝君） 根本剛君。

○12番（根本 剛君） やっぱり町外に出ている各種専門学生、大学生含めて、この美里町から応援する意味で、頑張ってください、コロナに打ちかつということも込めて、ぜひ前向きにやっていていただきたいと、要望で終わりますけれども。

以上です。

○議長（谷澤久孝君） 山内長君。

○15番（山内 長君） お願いします。

まず、事業関係なのですが、国からの事業について今ほど回答ありましたが、10万円については、オンライン申請、5月8日が5月22日支給、5月18日の郵送については5月28日ということで確認をさせていただきたいのが1点と、あと子育て世帯への臨時特別給付金、これも国のやつになるかと思うのですが、これは児童手当の受給者ということになっていますので、1人1万円、これはいつどのようにしてこれの支給についてはなっていくのか、これが1点です。

あと町独自の事業としましての感染症対策雇用支援事業については、これはどのような形で周知をしていくのか。

あと子育て応援事業については、これについても商品券の配布方法、郵送なのですが、これもいつどのようにしてやっていくのか。

あともう一点の応援事業、事業者関係、これもいつどのようにするのか、その目途についてお知らせください。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（原 克彦君） まず、1点目の特別定額給付金のスケジュールの確認ということでございますけれども、郵送申請につきましてはおっしゃるとおりでございます、5月18日に発送を予定しております。受付開始が5月21日を予定してございまして、給付開始日ということで5月28日の予定でございます。オンラインにつきましては、既に申請開始をしております、給付開始日が5月22日ということで、先ほど副町長からもお話があったとおりでございます。

次に、感染症対策の子育て世帯への臨時特別給付金ということでございますが、こちらの予定でございますけれども、通常児童手当の支給される日ということでございまして、一般支給対象者につきましては6月10日に支給ということになっております。ただし、公務員の方に関しましては申請が必要ですので、それ以降になるということでございます。

次に、感染症対策子育て応援事業の中での2万円の子育て応援商品券でございますけれども、こち

らは議決いただいた後、商工会のほうに商品券のほうを発注する予定となっております。納品が6月3日頃の予定となっております。順次商品券を封入しまして、6月8日月曜日になりますけれども、こちらを目途に発送をしたいというふうに現在考えておるところでございます。

以上であります。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） 雇用支援事業についてでございますが、まず周知方法としましては町ホームページ、さらにはハローワークのほうに、予算が通り次第、明日以降至急そういった申込みをしていきたいという考えでございます。

以上でございます。

○議長（谷澤久孝君） 産業振興課長、答弁。

○産業振興課長（金子吉弘君） 中小企業の活動応援給付金につきましては、申請期間を来週の月曜日、18日から受け付けたいというふうに考えております。周知方法につきましては、今ほど総務課長申し上げましたとおり、この給付金につきましては最初にご申請を頂くような形になるものですから、一応町のホームページから様式等をダウンロードできるような形で発信させていただきまして、さらには窓口のほうにそういう申請の受付も置きまして、そういった形での対応というふうなことで取り急ぎ考えてございます。

以上でございます。

○議長（谷澤久孝君） 山内長君。

○15番（山内 長君） 国の事業については、大分皆さんメディア等でご存じかと思うのですが、町の事業については今回初めての流れということになりますので、分からない方がいないようにしっかりと周知をまずしていただきたいというふうに思います。

あともう一点ですが、収入の部で、先ほど国の分については国からの国庫支出金で補填されるということで、収入の欄に補助金で出ておりますが、繰入金で先ほど2億1,000万の繰入れをして、先に財調のほうから出すという話でありましたが、そのうち1億3,000万ほどは国からもらえるという話がありました。それについては確約をされているのかお願いします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、政策財政課長。

○政策財政課長（鈴木國人君） 1億3,000万というのは、ある程度上限額として算定している数字です。全国知事会等々でもその交付金もう少し上げてくれというような話も出ているようでございますが、現状私ども捉えているのは美里町においては1億3,000万が上限かなというふうに捉えてございます。上限ですので、対象、非対象というのがあるかもしれません。具体的には、損失補填は駄目だというふうな、町側が使えるものに関しましては、ということもございますので、まずは今回の単独費用、単独事業については全て掲載をして、国のほうに実施計画として提出をしていきたいというふうに考えております。2億1,000万の繰出金ございまして、1億3,000万が入れば戻せますし、ただ全体

的に今までの取組と申しますか、予備費から出ているものでありますとか、既にやりますと、大体単独費用としては今のところ2億6,000万程度はかかっているのかなと。この6月分も含めてです。今想定している6月分も含めますと、大体2億6,000万程度いくのかなというふうに想定してございまして、その半分については上限であります1億3,000万、あと残り1億3,000万については現状やはり基金取崩しで充当していくということで想定しているところでございます。先ほど来お話があります第2弾、第3弾という部分におきましては、国の支援がなければさらに基金を取り崩して対応せざるを得ないというような状況になろうかと思えます。

財政的には以上でございます。

○議長（谷澤久孝君） ほかにございせんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第28号を起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（谷澤久孝君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議案第29号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷澤久孝君） 日程第14、議案第29号 除雪機械購入契約についてを議題といたします。

ここで当局より内容の説明を求めます。

建設水道課長、鈴木明利君。

〔建設水道課長（鈴木明利君）登壇〕

○建設水道課長（鈴木明利君） 議案第29号を説明申し上げます。

議案書22ページ、提出案件資料4ページ下段、参考資料の39ページを併せて御覧ください。本案は、除雪機械購入契約について、地方自治法第96条第1項第8号及び会津美里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、除雪機械購入、14トン級、除雪ドーザ車輪式でございます。契約の方法は、制限付

一般競争入札でございます。契約の金額は、2,618万円でございます。契約の相手方は、福島県喜多方市豊川町高堂太字橋向2683番地、喜多方ブル自工株式会社、代表取締役、上野利八でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（谷澤久孝君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

佐治長一君。

○10番（佐治長一君） ブルドーザーの現在の町の台数はどのぐらいなのか。

あと今回購入する機械のレベルというのか、機能というのかはどの辺の、上級というのか、どういうふうなあれであればいいのか、その大きさ、どの辺のレベルの機械なのか。

あとはオペレーターの補充なり、そういうものには十分なる対象者がおられるのかどうか。

その辺3点だけお願いします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、建設水道課長。

○建設水道課長（鈴木明利君） ただいまのご質問でございますが、町で所有するブルドーザーは36台でございます。その中で今回購入いたしますブルドーザーは、今ほど説明を申し上げましたとおり14トン級ということでありまして、大きさ的には大きい部類に入るといふふうに思います。

あとオペレーターの補充状況ということでございますが、昨年度の状況を聞きましたけれども、なかなかオペレーターのほうが集まらないということで、民間委託をするようなことも昨年はしたということもありますが、今年度においてこれから募集をしまして、オペレーターの確保に努めてまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（谷澤久孝君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第29号を起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（谷澤久孝君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○散会の宣告

○議長（谷澤久孝君） 以上をもちまして、本会議に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これで令和2年会津美里町議会定例会5月会議を散会いたします。

散 会 （午後 4時46分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

令和2年 月 日

議 長 谷 澤 久 孝

議 員 鈴 木 繁 明

議 員 横 山 義 博